

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）

令和7年4月30日付け原規規発第25043010号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許
可の基準への適合について

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。)に基づく再処理等拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構から受託した、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、3号発電用原子炉施設については平成17年9月7日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、及び4号発電用原子炉施設については平成11年11月15日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

の妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関(IAEA)から得ていること等を総合的に判断した結果、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。